

介 護 サ ー ビ ス 事 業 者
自 主 点 検 表

(令和8年6月版)

小規模多機能型居宅介護

及び

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

事業所番号

事業所の名称

事業所の所在地

〒

電話番号

開設法人の名称

開設法人の代表者名

管理者名

記入者名

記入年月日

令和

年

月

日

2 実施方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
- (4) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- (5) **判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。（判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。）**

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

「条例」	春日部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月14日条例第30号）
「予防条例」	春日部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月14日条例第29号）
「指定等に関する規則」	春日部市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年3月31日規則第32号）
「法」	介護保険法（平成9年法律第123号）
「施行令」	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
「施行規則」	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
「平18-0331004号」	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号老振発第0331004号老老発第0331004号）
「平24厚労告113」	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年3月13日厚生労働省告示第113号）
「平24-0316-2」	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日付け老高発0316第2号・老振発0316第2号・老老発0316第6号）
「平17厚告419」	居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）
「平12老企54」	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日付け老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
「平12老振75・老健122」	介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日付け老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知）
「平13老発155」	「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年4月6日厚生省老健局長通知）
「平18厚告126」	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
「留意事項」	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
「平27厚告94」	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日号外厚生労働省告示第94号）
「平27厚告95」	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日号外厚生労働省告示第95号）
「平27厚告96」	厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日号外厚生労働省告示第96号）
「平12厚告27」	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日号外厚生労働省告示第27号）

介護サービス事業者自主点検表 目次

第1	基本方針	1
第2	人員に関する基準	2
第3	設備に関する基準	12
第4	運営に関する基準	15
第5	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	51
第6	変更の届出等	54
第7	介護給付費関係	55
第8	その他	80

自主点検シート(小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)			
自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
第1 基本方針			
1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	いる・いない	法第78条の3第1項 条例第3条第1項 予防条例第3条第1項
	② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者(地域密着型介護予防サービス事業者)又は、居宅サービス事業者(介護予防サービス事業者)その他の保健医療サービス、及び福祉サービス提供する者との連携に努めていますか。	いる・いない	条例第3条第2項 予防条例第3条第2項
	③ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	いる・いない	条例第3条第3項
	④ 地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	いる・いない	条例第3条第4項
	※ 介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければなりません。 この場合において「科学的介護情報システム(LIFE: Long-termcare Information system For Evidence)」に情報を提供し、情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。		平18-0331004号 第3-1-4(1)
2 基本方針	① 小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるようにしていますか。	いる・いない	条例第81条
	② 介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、又は拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指していますか。	いる・いない	予防条例第43条
	※ 小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)は、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものです。		平18-0331004号 第3-四-1(1)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
3 サテライト事業所	<p>サテライト事業所の実施要件</p> <p>① サテライト事業所にかかる事業者は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有するものである必要がありますが、この場合、小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)以外の事業の経験についても参入できることに留意してください。</p> <p>また、3年以上の経験については、指定日において満たしている必要があり、休止等、事業を運営していない期間は除いて計算してください。</p> <p>② 本体事業所が次のいずれかに該当する必要があります。</p> <p>ア 事業開始以降1年以上の本体事業所としての実績を有すること</p> <p>イ 本体事業所の登録者数が、定められた登録定員の100分の70を超えたことがあること</p> <p>③ サテライト事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ、運営するものであるため、次の要件をいずれも満たす必要があります。</p> <p>ア 本体事業所とサテライト事業所の距離は、自転車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること</p> <p>イ 1つの本体事業所に係るサテライト事業所の数は2か所までとすること</p> <p>④ 本体事業所とサテライト事業所は、同一の日常生活圏域内に所在することが望ましいが、隣接する市町村における小規模多機能型居宅介護事業所(介護予防小規模多機能型居宅介護事業所)又は看護小規模多機能型居宅介護事業所を本体事業所とすることも差し支えありません。</p>		<p>平18-0331004号第3-四-2(1)①イ</p> <p>平18-0331004号第3-四-2(1)①ロ</p> <p>平18-0331004号第3-四-2(1)①ハ</p> <p>平18-0331004号第3-四-2(1)①ニ</p>
第2 人員に関する基準			
	<p>※ 「常勤換算方法」(用語の定義)</p> <p>当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数となります。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第13条第1項に規定する措置(母性健康管理措置)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮措置若しくは厚生労働省「職場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける労働時間の短縮措置(育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。</p>		<p>平18-0331004号第2-2(1)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>※ 「勤務延時間数」(用語の定義) 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とします。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限としてください。</p> <p>※ 「常勤」(用語の定義) 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む)の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 例えば、1の事業者によって行われる訪問介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、訪問介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法第65条に規定する休業(産前産後休業)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(育児休業)、同条第2号に規定する介護休業(介護休業)、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(育児休業に準ずる休業)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能とします。</p> <p>※ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」(用語の定義) 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従事者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p>		<p>平18-0331004号 第2-2(2)</p> <p>平18-0331004号 第2-2(3)</p> <p>平18-0331004号 第2-2(4)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
4 従業者の員数等	<p>※ 「前年度の平均値」（用語の定義）</p> <p>① 「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とします。以下同じ。）の平均を用います。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とします。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとします。</p> <p>② 前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数等は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数（小規模多機能型居宅介護に係る小規模多機能型居宅介護従業者の員数を算定する場合は通いサービスの利用定員）の90%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数とします。また、減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とします。</p> <p>なお、小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請時において通いサービスを行うために確保すべき小規模多機能型居宅介護従業者の員数は、基本的には通いサービスの利用定員の90%を基に算定すべきであるが、小規模多機能型居宅介護のサービス内容や報酬に照らして定員相当の利用者が集まるまでに時間を要することも考慮し、当面、新設の時点から6月未満の間は、3以上の数で、指定の際に事業者からあらかじめ届け出られた利用者見込数を前提に算定することとして差し支えありません。この場合において、届け出られた通いサービスの利用者見込数を超える状況となれば、事業者は届出内容を変更する必要があります。</p>		平18-0331004号第2-2(5)
	<p>① 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に、事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、次のとおりとなっていますか。</p> <p>ア 通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに常勤換算方法で1以上</p> <p>イ 訪問サービスの提供に当たる介護従業者を常勤換算方法で1以上</p> <p>通いサービスとは、登録者を事業所に通わせて行うサービスをいいます。 登録者とは、サービスを利用するために事業所に登録を受けた者をいいます。</p> <p>訪問サービスとは、介護従業者が登録者の居宅を訪問し、居宅において行うサービスをいいます。 ・ 本体事業所の場合、サテライト事業所の登録者の居宅において行うサービスを含みます。 ・ サテライト事業所の場合、本体事業所・他のサテライト事業所・サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行うサービスを含みます。</p>	いる・いない	<p>条例第82条第1項 予防条例第44条第1項</p> <p>条例第82条第1項 予防条例第44条第1項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
4 従業者の員数等	<p>② 夜間及び深夜の時間帯を通じて、事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、次のとおりとなっていますか。 ア 1以上の従業者に夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせるために必要な数以上 イ 1以上の介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上</p>	いる・いない	<p>条例第82条第1項 予防条例第44条第1項</p>
	<p>※ 宿泊サービスとは、登録者を事業所に宿泊させて行うサービスをいいます。 * 本体事業所にあつては、登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、サテライト事業所の登録者を本体事業所に宿泊させて行うサービスを含みます。</p>		<p>条例第82条第5項 予防条例第44条第5項</p>
	<p>※ 通いサービスの利用者の数は、前年度の平均値とします。</p>		<p>条例第82条第2項 予防条例第44条第2項</p>
	<p>※ 新規に指定を受ける場合は、通いサービスの利用者の数は推定数によります。</p>		
	<p>※ 介護従業者については、介護福祉士や訪問介護員の資格等は必ずしも必要としませんが、介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とします。 これ以外の従介護業者にあつても、研修の機会を確保することなどにより質の向上を図ってください。</p>		<p>平18-0331004号 第3-四-2(1)②イ</p>
	<p>※ 夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外のサービスの提供に必要な従業者及び宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な介護従業者を確保してください。</p>		<p>平18-0331004 第3 の四の2(1)②ロ</p>
	<p>※ 例えば、通いサービスの利用定員を15名とし、日中の勤務帯を午前6時から午後9時までの15時間、常勤の職員の勤務時間を8時間とした場合、常勤換算方法で通いの利用者3人に対して1名の介護従業者を配置すればよいことから、通いの利用者が15名の場合、日中の常勤の介護従業者は5名となり、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されていることが必要です。それに加え、日中については、常勤換算方法で1名以上に訪問サービスの提供を行わせ、夜間については、夜勤1名+宿直1名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要な介護従業者を、事業所全体として確保することが必要です。</p>		<p>平18-0331004号 第3-四-2(1)②ロ</p>
	<p>※ 通いサービスに要する時間(延べ40時間)、日中の訪問サービスに要する時間(8時間)、夜勤及び宿直職員の勤務時間を合計した延べサービス時間を確保することができるよう、有給休暇、研修時間、常勤・非常勤の別、サービス提供のあり方など、各事業所で定める諸条件を踏まえた上で、実際に配置しなければならない職員数を確保することが必要です。</p>		<p>平18-0331004 第3 の四の2(1)②ロ</p>
<p>※ 夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」(昭和49年8月20日社施第160号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知)に準じて適切に行ってください。</p>	<p>平18-0331004号 第3-四-2(1)②ロ</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
4 従業者の員数等	<p>※ 日中であれば通いサービスを行うために3：1以上、訪問サービスを行うために1以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している従事者全体で通いサービス及び訪問サービスを行ってください。</p>		平18-0331004 第3の四の2(1)㉝
	<p>※ 日々の通いサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要がありますが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用者に何らかの形で関わることできるような職員配置に努めてください。</p>		平18-0331004 第3の四の2(1)㉞
	<p>※ サテライト事業所に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護従業者については、本体事業所の職員によりサテライト事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1名以上とすることができます。</p>		条例第82条第7項 予防条例第44条第7項
	<p>※ サテライト事業所においては、訪問サービスを行う介護従業者を常勤換算方法で1以上ではなく、1名以上配置することと足りることとしています。</p>		平18-0331004号 第3-四-2(1)㉟
	<p>※ 本体事業所とサテライト事業所における訪問サービスは一体的に提供することが可能であり、本体事業所の従業者はサテライト事業所の登録者に対し、サテライト事業所の介護従業者は本体事業所及び他のサテライト事業所の登録者に対し、それぞれ訪問サービスを提供できます。</p>		平18-0331004号 第3-四-2(1)㊱
	<p>※ 訪問サービスの提供に当たる介護従業者を、事業所から離れた特別養護老人ホーム等の職員が行う形態は認められません。 特別養護老人ホーム等における職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する以外の時間帯に事業所に勤務し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行うことは差し支えありません。</p>		平18-0331004 第3の四の2(1)㊲
	<p>※ 宿泊サービスの利用者が1人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤1名と宿直1名の計2名が最低必要となります。</p>		平18-0331004 第3の四の2(1)㊳
	<p>※ 宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる介護従業者を置かないことができます。</p>		条例第82条第5項 予防条例第44条第5項
<p>※ 宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はありません。</p>	平18-0331004 第3の四の2(1)㊴		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
4 従業者の員数等	<p>※ サテライト事業所については、本体事業所の夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者により、サテライト事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護従業者を置かないことができます。</p> <p>※ 本体事業所においてサテライト事業所の登録者を宿泊させる際は、本体事業所との行事等の共同実施や、本体事業所の介護従業者による訪問サービスの提供により、本体事業所の介護従業者とのなじみの関係の構築を行うよう努めてください。 本体事業所の登録者がサテライト事業所の宿泊サービスを受けることは認められていません。</p>		<p>条例第82条第8項 予防条例第44条第8項</p> <p>平18-0331004号 第3-四-2(1)②ト</p>
	<p>③ 介護従業者のうち1以上の者は、常勤となっていますか。</p> <p>※ 次の施設等が併設されている場合において、事業所の人員に関する基準を満たす介護従業者を置くほか、次のア～エの施設等の人員に関する基準を満たす介護従業者を置いているときは、小規模多機能居宅介護事業所の介護職員は施設等の職務に従事することができます。</p> <p>ア 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所) イ 指定地域密着型特定施設 ウ 指定地域密着型介護老人福祉施設 エ 指定介護老人福祉施設 オ 介護老人保健施設 カ 介護医療院</p> <p>※ 次の施設等が同一敷地内にある場合において、事業所の人員に関する基準を満たす介護従業者を置くほか、次のア～クの施設等の人員に関する基準を満たす介護従業者を置いているときは、小規模多機能居宅介護事業所の看護師又は准看護師は施設等の職務に従事することができます。</p> <p>ア 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所) イ 指定地域密着型特定施設 ウ 指定地域密着型介護老人福祉施設 エ 指定介護老人福祉施設 オ 介護老人保健施設 カ 介護医療院 キ 指定居宅サービス事業所 ク 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ケ 指定地域密着型通所介護事業所 コ 指定認知症対応型通所介護事業所</p> <p>※ 居住機能を担う施設に移行してからも、なじみの関係を保てるよう、事業所と施設等は、人員としては一体のものとして、運営することが認められています。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第82条第3項 予防条例第44条第3項</p> <p>条例第82条第6項 予防条例第44条第6項</p> <p>平18-0331004号 第3-四-2(1)②チ</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
4 従業者の員数等	<p>④ 介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師となっていますか。</p> <p>※ 看護師又は准看護師は、常勤を要件としていませんので、毎日配置していなければいけないということではありません。</p> <p>※ サテライト事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により、登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができます。</p>	いる・いない	<p>条例第82条第4項 予防条例第44条第4項</p> <p>平18-0331004号 第3-四-2(1)②ホ</p> <p>平18-0331004号 第3-四-2(1)②ホ</p>
	<p>⑤ 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)及び小規模多機能型居宅介護計画(介護予防小規模多機能型居宅介護計画)の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いていますか。</p> <p>※ 介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、事業所の他の職務又は併設する施設等の職務に従事することができます。</p> <p>※ 介護支援専門員は利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできます。</p> <p>※ 介護支援専門員は非常勤でも差し支えありません。</p> <p>※ 介護支援専門員は、基本的には、 ア 登録者の小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)以外の居宅サービス(介護予防サービス)を含めた居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の作成 イ 法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)の利用に関する市町村への届出の代行 ウ 具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画(介護予防小規模多機能型居宅介護計画)の作成の業務に従事するものです。</p> <p>※ サテライト事業所については、本体事業所の介護支援専門員により、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画(介護予防小規模多機能型居宅介護計画)の作成に専ら従事する⑥の研修修了者を置くことができます。</p> <p>※ サテライト事業所の計画作成担当者(介護支援専門員を置く場合は除く。)は、小規模多機能型居宅介護計画(介護予防小規模多機能型居宅介護計画)の作成に従事するものであり、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の作成及び市への届出の代行については、本体事業所の介護支援専門員が行わなければなりません。</p>	いる・いない	<p>条例第82条第10項 予防条例第44条第10項</p> <p>平18-0331004号 第3-四-2(1)③ロ</p> <p>平18-0331004号 第3-四-2(1)③ハ</p> <p>条例第82条第12項 予防条例第44条第12項</p> <p>平18-0331004号 第3-四-2(1)③ホ</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>⑥ 介護支援専門員は、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了していますか。</p> <p>※ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修とは、利用者及び事業の特性を踏まえたサービス計画を作成するために必要な介護の手法、地域での生活支援その他の事項に関する知識及び技術を習得させるための研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知)に基づき実施される研修をいいます。</p> <p>※ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、小規模多機能型居宅介護事業の人員基準を満たすことをもって、介護予防小規模多機能型居宅介護事業の人員基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第82条第11項 予防条例第44条第11項</p> <p>平24厚労告113三</p> <p>予防条例第44条第13項</p>
<p>5 管理者</p>	<p>① 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p>※ 次の場合であって、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事することができます。</p> <p>ア 事業所の従業者としての職務に従事する場合 イ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該小規模多機能型居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>※ 管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合(施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。)、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所に駆けつけることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。</p> <p>※ 管理上支障がない場合は、サテライト事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができます。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第83条第1項 予防条例第45条第1項</p> <p>平18-0331004号 第3-四-2(2)①</p> <p>平18-0331004号 第3-四-2(2)①</p> <p>条例第83条第2項 予防条例第45条第2項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
5 管理者	<p>② 管理者は、 ア 特別養護老人ホーム イ 老人デイサービスセンター ウ 介護老人保健施設 エ 介護医療院 オ 小規模多機能型居宅介護事業所 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所) カ 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所) キ 指定複合型サービス事業所</p> <p>上記ア～キの従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 認知症対応型サービス事業管理者研修とは、事業所を管理及び運営していくために必要な人事管理、地域との連携その他の事項に関する知識及び技術を修得するための研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に基づき実施される研修をいいます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市からの推薦を受けて都道府県の研修を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えありません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ サテライト事業所の管理者は本体事業所の管理者を充てることができることとされていますが、本体事業所が指定複合型サービス事業所である場合、管理者が保健師又は看護師であるときは、研修を修了している必要があります。</p> </div>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第83条第3項 予防条例第45条第3項</p> <p>平18-0331004号 第3-四-2(2)②</p> <p>平18-0331004号 第3-四-2(2)③</p>
6 代表者	<p>代表者は、 ア 特別養護老人ホーム イ 老人デイサービスセンター ウ 介護老人保健施設 エ 介護医療院 オ 小規模多機能型居宅介護事業所 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所) カ 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所) キ 指定複合型サービス事業所</p> <p>* 上記ア～カの従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第84条第1項 予防条例第46条</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
6 代表者	<p>※ 事業者の代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えありません。</p> <p>したがって、事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得ます。なお、管理者とは、各事業所の責任者を指すものであり、各法人の代表者とは異なるが、例えば、法人が1つの介護サービス事業所のみを運営している場合は、代表者と管理者が同一であることもあります。</p> <p>※ 携わった経験とは、事業所等の職員か訪問介護員等として認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、保健医療サービスや福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよく、一律の経験年数の制約は設けていません。経験の有無については個々のケースごとに判断するものとします。</p> <p>これらのサービスは、高齢者に対して直接ケアを行っているものを想定しており、医療系サービスとしては医療機関や訪問看護ステーションなど、福祉サービスとしては特別養護老人ホームなどが考えられます。</p> <p>※ 代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えありません。</p> <p>※ サテライト事業所の代表者は本体事業所の代表者であることが望ましいですが、本体事業所が指定複合型サービス事業所である場合であって、代表者が保健師又は看護師であり、研修を修了していないときは、別の研修修了者をサテライト事業所の代表者とする必要があります。</p>		<p>平18-0331004号 第3-四-2(3)①</p> <p>平18-0331004号 第3-四-2(3)③</p> <p>平24厚労告03162-3</p> <p>平18-0331004号 第3-四-2(3)②</p> <p>平18-0331004号 第3-四-2(3)④</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
第3 設備に関する基準			
7 登録定員及び利用定員	<p>① 登録定員は29人以下となっていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 利用者と従業員のなじみの関係を築きながらサービスを提供する観点から、利用者は1か所の事業所に限って登録を行うことができるものであり、複数の事業所の利用は認められません。</p> </div> <p>② 次の範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めていますか。</p> <p>ア 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が26人以上29人以下の事業所で、居間及び食堂を合計した面積が「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ(利用者1人当たり3㎡以上)が確保される場合」は、登録定員に応じて次に定める利用定員、サテライト事業所の場合は12人)まで。 【登録定員】 【利用定員】 26人又は27人 16人 28人 17人 29人 18人</p> <p>イ 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト事業所の場合は6人)まで</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 利用定員とは事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいうものであり、1日あたりの延べ人数ではないことに留意すること。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 事業所に併設している有料老人ホームの入居者が小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)を利用することは可能です。 ただし、特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)を受けている間は、介護報酬は算定できません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 養護老人ホームは措置費の下で施設サービスとして基本的な生活支援が行われているところであり、養護老人ホームの入所者が小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)を利用することは想定していません。</p> </div>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第85条第1項 予防条例第47条第1項 平18-0331004号 第3-四-3(1)①</p> <p>条例第85条第2項 予防条例第47条第2項 平18-0331004号 第3-四-3(1)③</p> <p>平18-0331004号 第3-四-3(1)③</p>
8 設備及び備品等	<p>① 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 原則として1つの建物につき、1つの事業所としますが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源(既存施設)を活用して、事業所の従業員が既存施設に出向いてサービスを提供する場合には、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用します。</p> </div>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第86条第1項 予防条例第48条第1項 平18-0331004号 第3-四-3(2)①</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
8 設備及び備品等	<p>※ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。</p>		
	<p>② 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有していますか。</p>	いる・いない	条例第86条第2項(1) 予防条例第48条第2項(1) 平18-0331004号第3-四-3(2)②
	<p>※ 居間及び食堂は同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望まれます。</p>		
	<p>※ 広さについても原則として利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保してください。 なお、通いサービスの利用定員について15人を超えて定める小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ(1人当たり3㎡以上)を確保することが必要です。</p>		
	<p>※ 居間及び食堂、宿泊室などの面積は、内法にて算出した面積としてください。</p>		
	<p>③ 1つの宿泊室の定員は、1人となっていますか。</p>	いる・いない	条例第86条第2項(2)(7) 予防条例第48条第2項(2)(7)
	<p>※ 利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができます。</p>		
	<p>※ 民家等の既存施設を活用した効率的なサービス提供等を可能とする観点から、宿泊専用の個室がない場合であっても、宿泊室についてプライバシーが確保されたつくりになっていれば差し支えありません。 プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するというものではありません。 ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められません。</p>		
	<p>④ 1つの宿泊室の床面積は、7.43㎡以上となっていますか。</p>	いる・いない	条例第86条第2項(2)(1) 予防条例第48条第2項(2)(1)
	<p>※ 利用者が泊まるスペースは、基本的に1人当たり7.43㎡程度あり、その構造がプライバシーが確保されたものであることが必要であることから、例えば、6畳間であれば、基本的に1人を宿泊させることとなります。 ただし、利用者の希望等により、6畳間で一時的に2人を宿泊させるという状態があつたとしても、そのことをもって直ちに基準違反となるものではないことに留意してください。</p>		
	<p>※ 他の利用者が通らない宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えありません。</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
8 設備及び備品等	<p>⑤ 個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上となっていますか。</p> <p>※ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えありません。</p>	いる・いない	条例第86条第2項(2)(ウ)(エ) 予防条例第48条第2項(2)(ウ)(エ)
	<p>⑥ 設備は、専ら小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)の事業の用に供するものとなっていますか。</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 認知症対応型共同生活介護事業所(介護予防認知症対応型共同生活介護事業所)の居間を、小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)の居間として共用することは、入居者の生活空間であることから共用は認められません。</p> <p>ただし、事業所が小規模である場合(通いサービスと認知症対応型共同生活介護事業所(介護予防認知症対応型共同生活介護事業所)の定員の合計が、15名以下である場合)などで、認知症対応型共同生活介護事業所(介護予防認知症対応型共同生活介護事業所)の居間として必要なものが確保されており、かつ、小規模多機能型居宅介護の居間として機能を十分に発揮しうる適当な広さを有している場合は、共用としても差し支えありません。</p> <p>※ 小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)の居間及び食堂を、通所介護等の機能訓練室及び食堂として共用することは認められないが、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは、事業所が小規模である場合(小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者と介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースの参加者の合計が少数である場合)などで、小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂として機能を十分に発揮しうる適当な広さが確保されており、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は差し支えない。</p> <p>なお、浴室、トイレ等を共用することは差し支えありませんが、通所介護事業所等の浴室を活用する場合、当該通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に、小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど、画一的な取扱いを行わないでください。</p>	いる・いない	条例第86条第3項 予防条例第48条第3項 平18-0331004号 第三-四-3(2)④
	<p>⑦ 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、事業所は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしていますか。</p> <p>※ 事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが必要です。</p>	いる・いない	条例第86条第4項 予防条例第48条第4項 平18-0331004号 第三-四-3(2)⑤

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
第4 運営に関する基準			
<p>9 内容及び手続きの説明及び同意</p>	<p>サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 運営規程の概要 ② 小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 重要事項の説明については、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該小規模多機能型居宅介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に行ってください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 同意については、書面によって確認することが適当です。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ ① 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができます。この場合において、当該は、当該指定地域密着型通所介護事業者は文書を交付したものとみなされます。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>二 電磁記録媒体(電磁的記録(電子的方式、時期的方式その他人の近くによっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>② 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。</p> </div>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第108条(第9条第1項準用) 予防条例第65条(第11条第1項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3--4(2)①</p> <p>条例第59条の20 (第9条準用第2項)</p> <p>条例第59条の20 (第9条準用第3項)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
9 内容及び手続きの説明及び同意	<p>③ ①の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。</p> <p>④ ①の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。</p> <p>一 ①各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式</p> <p>⑤ 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。</p>		<p>条例第59条の20 (第9条準用第4項)</p> <p>条例第59条の20 (第9条準用第5項)</p> <p>条例第59条の20 (第9条準用第6項)</p>
10 提供拒否の禁止	<p>正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p>※ 原則としては、利用申込に対しては応じなければならないが、特に、要介護度(要支援認定)や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止します。</p> <p>※ 「サービス提供を拒むことのできる正当な理由がある場合」とは、次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ 利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	いない・いる	<p>条例第108条(第10条第1項準用) 予防条例第65条(第12条準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(23)(第3-一-4(3)準用)</p>
11 サービス提供困難時の対応	<p>利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)への連絡、適当な他の小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。</p>	いる・いない	<p>条例第108条(第11条準用) 予防条例第65条(第13条準用)</p>
12 受給資格等の確認	<p>① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。</p> <p>※ サービスの利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、サービスの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければなりません。</p>	いる・いない	<p>条例第108条(第12条第1項準用) 予防条例第65条(第14条第1項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(23)(第3-一-4(5)①準用)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	② 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	いる・いない	条例第108条(第12条第2項準用) 予防条例第65条(第14条第2項準用)
13 要介護認定(要支援認定)の申請に係る援助	<p>① サービスの提供の開始に際し、要介護認定(要支援認定)を受けていない利用申込者については、申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p>※ 申請がなされていれば、要介護認定(要支援認定)の効力が申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となることがあります。</p> <p>② 要介護認定(要支援認定)の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。</p>	いる・いない	<p>条例第108条(第13条第1項準用) 予防条例第65条(第15条1項準用)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(23)(第3-一-4(6)①準用)</p> <p>条例第108条(第13条第2項準用) 予防条例第65条(第15条2項準用)</p>
14 心身の状況等の把握	<p>サービスの提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p>※ サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。 この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>	いる・いない	<p>条例第87条 予防条例第49条</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(1)</p>
15 居宅サービス事業者(介護予防サービス事業者)等との連携	<p>① サービスを提供するに当たっては、居宅サービス事業者(介護予防サービス事業者)その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p>※ 事業所の介護支援専門員が登録者の居宅サービス計画(介護予防サービス計画)を作成し、小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)以外の居宅サービス(介護予防サービス)について給付管理を行うこととされていることから、居宅サービス事業者(介護予防サービス事業者)とは連携を密にしておかなければなりません。</p> <p>② サービスを提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めていますか。</p> <p>③ サービスの提供の終了に際しては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第88条第1項 予防条例第50条第1項</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(2)</p> <p>条例第88条第2項 予防条例第50条第2項</p> <p>条例第88条第3項 予防条例第50条第3項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
16 身分を証する書類の携行	<p>利用者が安心して訪問サービスの提供を受けられるよう、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は家族から求められたときは、提示すべき旨を指導していますか。</p> <p>※ 身分を証する書類には、事業所の名称、訪問サービスの提供に当たる者の氏名を記載するものとし、写真の貼付や職能の記載を行うことが望まれます。</p>	いる・いない	<p>条例第89条第1項 予防条例第51条</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(3)</p>
17 サービスの提供の記録	<p>① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費(地域密着型介護予防サービス費)の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。</p> <p>※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サービスを提供した際には、サービスの提供日、サービス内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の書面又はサービス利用票等に記載しなければなりません。</p> <p>② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。</p> <p>※ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法です。</p>	いる・いない	<p>条例第108条(第20条第1項準用) 予防条例第65条(第21条第1項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(23)(第3-一-4(12)①準用)</p> <p>条例第108条(第20条第2項準用) 予防条例第65条(第21条第2項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(23)(第3-一-4(12)②準用)</p>
18 利用料等の受領	<p>① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該小規模多機能型居宅介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。</p> <p>※ 法定代理受領サービスとして提供される小規模多機能型居宅介護についての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法の規定により保険給付の率が異なる場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものです。</p> <p>② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額(地域密着型介護予防サービス費用基準額)との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。</p>	いる・いない	<p>条例第90条第1項 予防条例第52条第1項</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(4)(第3-1-4(13)①参照)</p> <p>条例第90条第2項 予防条例第52条第2項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
18 利用料等の受領	<p>※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>ア 小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)の事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>イ 事業の目的、運営方針、利用料等が、運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ウ 小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)の事業の会計と区分していること。</p>		平18-0331004号第3-四-4(4)①(第3-一-4(13)②参照)
	<p>③ ①、②の支払を受ける額のほか、次の費用以外の費用の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p>ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>イ 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額</p> <p>ウ 食事の提供に要する費用</p> <p>エ 宿泊に要する費用</p> <p>オ おむつ代</p> <p>カ ア～オのほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>(ア) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用</p> <p>(イ) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用</p>	いる・いない	<p>条例第90条第3項 予防条例第52条3項</p> <p>平12老企54 (別紙)(5)①②</p>
	<p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。</p>		平18-0331004号第3-四-4(4)②
	<p>※ その他の日常生活費の趣旨にかんがみ、事業者が利用者からカの徴収を行うにあたっては、次の基準が遵守されなければなりません。</p> <p>ア その他の日常生活費の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。</p> <p>イ お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。</p> <p>ウ 利用者又は家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、受領について利用者又は家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得なければならないこと。</p> <p>エ その他の日常生活費の受領は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。</p> <p>オ その他の日常生活費の対象となる便宜及び額は、運営規程において定められなければならないが、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、都度変動する性質のものである場合には、実費という形の定め方が許されるものであること。</p>		平12老振75・老健122

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
18 利用料等の受領	<p>④ 食事の提供に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。</p> <p>ア 事業所における食事の提供に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続を行うこと。</p> <p>(ア) 契約の締結にあたっては、利用者又は家族に対し、契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。</p> <p>(イ) 契約の内容について、利用者から文書により同意を得ること。</p> <p>(ウ) 食事の提供に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに事業所の見やすい場所に掲示を行うこと。</p> <p>イ 食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。</p>	いる・いない	<p>条例第90条第4項 予防条例第52条4項 平17厚労告419 一のイ・ロ・ハ・ニのロ</p>
	<p>⑤ 宿泊に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。</p> <p>ア 事業所における滞在に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続を行うこと。</p> <p>(ア) 契約の締結にあたっては、利用者又は家族に対し、契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。</p> <p>(イ) 契約の内容について、利用者から文書により同意を得ること。</p> <p>(ウ) 宿泊に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに事業所の見やすい場所に掲示を行うこと。</p> <p>イ 宿泊に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次の額を基本とすること。</p> <p>(ア) 居室のうち定員が1人のもの 室料及び光熱水費に相当する額</p> <p>(イ) 居室のうち定員が2人以上のもの 光熱水費に相当する額</p> <p>ウ 宿泊に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 利用者が利用する施設の建設費用(修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。)</p> <p>(イ) 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用</p>	いる・いない	<p>条例第90条第4項 予防条例第52条4項 平17厚労告419 一のイ・ロ・ハ・ニのイ (1)(i)(ii)</p> <p>平17厚労告419 二のイ(2)(i)(ii)</p>
	<p>⑥ ③の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 交通費の支払を受けるにあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。</p> </div>	いる・いない	<p>条例第90条第5項 予防条例第52条第2項</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(4)①(第3-一-4(13)④準用)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
18 利用料等の受領	<p>※ 日常生活費等に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等又は家族に対し、サービス内容及び費用の額について懇切丁寧に説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとします。</p> <p>この同意書による確認は、日常生活費等の実費受領の必要が生じるごとに、受領のたびに逐次行う必要はなく、利用又は入所の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービスの内容、及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認をすることが基本となりますが、以後同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要があるときは、その都度、同意書により確認するものとします。</p> <p>※ 日常生活費等に係るサービスについては、運営基準に基づき、サービス内容及び費用の額を運営規程において定めなければならない。また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、事業所の見やすい場所に掲示しなくてはなりません。</p> <p>⑦ サービスの提供に要した費用につき、支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p>※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事の提供に要した費用の額・滞在に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。</p> <p>また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。</p>		<p>平12老振75・老健122</p> <p>法第42条の2第9項(第41条第8項準用)第54条の2第9項(第41条第8項準用)施行規則第65条の5(第65条準用)</p>
19 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第108条(第22条準用)予防条例第65条(第23条準用)</p>
20 小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	<p>① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。</p> <p>② 事業者は、自らその提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第91条第1項</p> <p>条例第91条第2項</p>
21 小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	<p>① 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切にサービスを行っていますか。</p> <p>※ 制度上は週1回程度の利用でも所定点数の算定は可能ですが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要です。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第92条第1項(1)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(5)①</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
21 小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	<p>※ 小規模多機能型居宅介護は、弾力的なサービス提供が基本であることから、宿泊サービスの上限は設けていません。重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられます。</p> <p>しかしながら、ほぼ毎日宿泊するような者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要です。</p>		
	② 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮してサービスを提供していますか。	いる・いない	条例第92条第1項(2)
	③ サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例第92条第1項(3)
	④ 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	いる・いない	条例第92条第1項(4)
	<p>※ サービスの提供等とは、小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容や行事及び日課等も含みます。</p>		平18-0331004号第3-四-4(5)②
	⑤ 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。	いる・いない	条例第92条第1項(7)
	<p>※ 登録定員のおおむね3分の1以下が目安です。登録定員が29人の場合は、通いサービスの利用者が9人以下であれば、著しく少ない状態といえます。</p>		平18-0331004号第3-四-4(5)⑦
	⑥ 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。	いる・いない	条例第92条第1項(8)
	<p>※ 適切なサービスとは、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行うことが目安です。</p>		平18-0331004号第3-四-4(5)⑧
	<p>※ 訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
22 身体的拘束等の禁止	<p>① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っていませんか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 身体拘束禁止の対象となる具体的行為</p> <p>ア 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>ウ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。</p> <p>エ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>オ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>カ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。</p> <p>キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。</p> <p>ク 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。</p> <p>ケ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>コ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>サ 自分の意思で開けることのできない療養室等に隔離する。</p> </div>	いる・いない	<p>条例第92条第1項(5) 予防条例第65条(1)</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(5)③ 平13老発155 1 身体拘束ゼロへの手引</p>
	② 管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。また、そのための意識啓発に努めていますか。	いる・いない	平13老発155 2、3
	<p>③ 管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する身体拘束廃止委員会などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 改善計画に盛り込むべき内容</p> <p>ア 事業所内の推進体制</p> <p>イ 介護の提供体制の見直し</p> <p>ウ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き</p> <p>エ 事業所の設備等の改善</p> <p>オ 事業所の従業者他の関係者の意識啓発のための取り組み</p> <p>カ 利用者の家族への十分な説明</p> <p>キ 身体拘束廃止に向けての数値目標</p> </div>	いる・いない	平13老発155 5
	④ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その内容等について利用者又はその家族に対してできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努めるとともに、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	いる・いない	<p>条例第92条(6)・第107条2項(4)、 予防条例第53条第2項 条例第92条(6)・第107条2項(4)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
22 身体的拘束等の禁止	<p>※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続を極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。</p> <p>※ 身体的拘束等の記録は、2年間保存しなければなりません。</p>		<p>平18-0331004号第3-四-4(5)③</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(5)③</p>
	<p>⑤ 小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p>※ 身体拘束等適正化検討委員会の構成メンバーは、事業所の管理者および従業者より構成する場合のほか、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の活用等も考えられます。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。</p> <p>また、身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>※ 小規模多機能型居宅介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意する必要があります。</p> <p>具体的には、次のようなことを想定しています。</p> <p>ア 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</p> <p>ウ 身体的拘束等適正化検討委員会に置いて、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</p> <p>オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>カ 適性化策を講じた後に、その効果について評価すること。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第92条(7) 予防条例第53条第3項</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(5)④</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(5)④</p>
	<p>⑥ 小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第92条(7) 予防条例第53条第3項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
22 身体的拘束等の禁止	<p>※ 「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 イ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 		平18-0331004号第3-四-4(5)⑤
	<p>⑦ 小規模多機能型居宅介護事業者は、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していますか。</p> <p>※ 介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとしませす。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。</p>	いる・いない	<p>条例第92条(7) 予防条例第53条第3項</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(5)⑥</p>
23 居宅サービス計画の作成	<p>① 管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p>※ 登録者の居宅サービス計画は、事業所の介護支援専門員に作成させてください。</p> <p>このため、小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合には、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員から変更することとなります。</p> <p>※ 事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が通常行っている業務を行わなければなりません。</p> <p>※ サテライト事業所に研修修了者を配置する場合の居宅サービス計画の作成については、本体事業所の介護支援専門員が行う必要があります。</p>	いる・いない	<p>条例第93条第1項・第107条2項第1項</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(6)</p>
	<p>② 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の具体的取扱方針に沿って居宅サービス計画を作成していますか。</p>	いる・いない	条例第93条第2項

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
24 利用者に関する市への通知	<p>サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。</p> <p>ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき(要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき)。</p> <p>イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	いる・いない	条例第108条(第28条第1項準用) 予防条例第65条(第24条準用)
25 法定代理受領サービスに係る報告	<p>小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した給付管理票を提出していますか。</p>	いる・いない	条例第94条 予防条例第55条
26 利用者に対する居宅サービス計画(介護予防サービス計画)等の書類の交付	<p>小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。</p>	いる・いない	条例第95条 予防条例第55条
27 小規模多機能型居宅介護計画の作成	① 管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。	いる・いない	条例第96条第1項
	② 小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。	いる・いない	条例第96条第2項
	※ 多様な活動とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいいます。		平18-0331004号 第3-四-4(9)②
	③ 介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。	いる・いない	条例第96条第3項
	④ 介護支援専門員等は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	いる・いない	条例第96条第4項
	⑤ 介護支援専門員等は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、利用者に交付していますか。	いる・いない	条例第96条第5項
⑥ 介護支援専門員等は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。	いる・いない	条例第96条第6項	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
27 小規模多機能型居宅介護計画の作成	⑦ 小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う場合も、②～⑤に沿って行っていますか。	いる・いない	条例第96条第7項
	⑧ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、小規模多機能型居宅介護事業所において短期利用居宅介護費を算定する場合で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に基づきサービスを提供している小規模多機能型居宅介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。	いる・いない	平18-0331004号第3-四の4(9)④
28 介護等	① 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行っていますか。 ※ サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るようにサービスを提供し、必要な支援を行ってください。その際、利用者の人格に十分に配慮してください。	いる・いない	条例第97条第1項 予防条例第68条第1項 平18-0331004号第3-四-4(10)①
	② 利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。 ※ 事業所の従業者にサービスを行わせなければならない、例えば、利用者の負担によってサービスの一部を付添者等に行わせることがあってはなりません。ただし、小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えありません。	いる・いない	条例第97条第2項 予防条例第68条第2項 平18-0331004号第3-四-4(10)②
	③ 事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めていますか。 ※ 利用者が従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮してください。	いる・いない	条例第97条第3項 予防条例第68条第3項 平18-0331004号第3-四-4(10)③
29 社会生活上の便宜の提供等	① 利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。 ※ 画一的なサービスを提供するのではなく、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めてください。	いる・いない	条例第98条第1項 予防条例第69条第1項 平18-0331004号第3-四-4(11)①

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
29 社会生活上の 便宜の提供等	<p>② 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。</p>	いる・いない	<p>条例第98条第2項 予防条例第69条第2項</p>
	<p>※ 郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又は家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、同意を得た上で代行しなければなりません。</p> <p>※ 特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得てください。</p>		<p>平18-0331004号 第3-四-4(11)②</p>
30 緊急時等の 対応	<p>③ 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。</p>	いる・いない	<p>条例第98条第3項 予防条例第69条第3項</p>
	<p>※ 利用者の家族に対し、事業所の会報の送付、行事への参加の呼びかけ等によって利用者との交流できる機会等を確保するよう努めなければなりません。</p>		<p>平18-0331004号 第3-四-4(11)③</p>
31 管理者の責務	<p>従業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p>	いる・いない	<p>条例第99条 予防条例第56条</p>
	<p>※ 緊急時において円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p>		<p>平18-0331004号 第3-四-4(12)②</p>
31 管理者の責務	<p>① 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p>	いる・いない	<p>条例第108条(第59条の11準用) 予防条例第65条(第26条準用)</p>
	<p>※ 管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う必要があります。</p>		<p>平18-0331004号 第3-四-4(24)(第3-二の二-3(4)準用)</p>
	<p>② 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p>	いる・いない	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
32 運営規程	<p>小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 オ サービスの内容及び利用料その他の費用の額 カ 通常の事業の実施地域 キ サービス利用にあたっての留意事項 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ 虐待の防止のための措置に関する事項 サ その他運営に関する重要事項</p> <p>※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第82条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。(重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とします。)</p> <p>※ 事業所は、365日利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは想定していないことから、営業日は365日と記載してください。</p> <p>※ 訪問サービスは、利用者からの随時の要請にも対応するものであることから、24時間と、通いサービス及び宿泊サービスは、それぞれの営業時間を記載すること</p> <p>※ 「利用料」としては、法定代理受領サービスである小規模多機能型居宅介護に係る利用料(1割負担)及び法定代理受領サービスでない小規模多機能型居宅介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、条例第21条第3により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること。</p> <p>※ 「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものであること。 なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではない。 また、通常の事業の実施地域については、事業者が任意に定めるものであるが、地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護については、市町村が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当である。</p> <p>※ 非常災害対策とは、非常災害に関する具体的な計画を指します。</p> <p>※ 虐待の防止のための措置に関する事項とは、虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容としてください。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第100条 予防条例第57条</p> <p>平18-0331004号 第3-一-4(21)①</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(13)</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(13)</p> <p>平18-0331004号 第3-1-4(21)④</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(13)(第3-1-4(21)⑤参照)</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(13)③</p> <p>平18-0331004号 第3-1-4(21)⑥</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
33 定員の遵守	<p>登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。</p> <p>※ 通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、その事情が終了するまでの間、利用定員を超えることはやむを得ないものとします。</p> <p>※ 「特に必要と認められる場合」としては、以下のような事例等が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合 ・ 事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合 ・ 登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービスの利用者数が定員を超える場合 ・ 上記に準ずる状況により特に必要と認められる場合 <p>※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p>	いる・いない	<p>条例第101条第1項 予防条例第58条</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(14)</p>
34 勤務体制の確保	<p>① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。</p> <p>※ 事業所ごとに、管理者を含めて、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p> <p>② 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。</p> <p>※ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことも可能です。</p> <p>③ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p>※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p> <p>④ 全ての小規模多機能型居宅介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第108条(第59条の13第2項準用) 予防条例第65条(第28条第1項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(23)(第3-二の二-3(6)①準用)</p> <p>条例第108条(第59条の13第2項準用) 予防条例第65条(第28条第1項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(18)(第3-二の二-3(6)②準用)</p> <p>条例第108条(第59条の13第3項準用) 予防条例第65条(第28条第3項準用)</p> <p>条例第108条(第59条の13第3項準用)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
34 勤務体制の確保	<p>※ 介護に携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けます。これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。</p> <p>※ 義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。</p>		<p>平18-0331004号第3-四-4(23)(第3-二の二-3(6)③準用)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(23)(第3-二の二-3(6)③準用)</p>
	<p>⑤ 適切な小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 「職場におけるハラスメント」とは、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントをいいます。</p> <p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(パワーハラスメント指針)において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は次のとおりです。</p> <p>a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること</p> <p>b 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応する多に必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>※ パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、中小企業(医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5,000万円以下または常時使用する従業員の数が100人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となります。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の13第4項</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(23)(第3-一-4(22)⑥参照)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(23)(第3-一-4(22)⑥参照)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(23)(第3-一-4(22)⑥参照)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(23)(第3-一-4(22)⑥参照)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
34 勤務体制の確保	<p>※ 事業主が講じることが望ましい取組とは、パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、</p> <p>① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ② 被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等) ③ 被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)</p> <p>が規定されています。 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修の手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。これらのマニュアルや手引きは、以下の厚生労働省ホームページに掲載されているので、参考にしてください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</p>		平18-0331004号第3-四-4(23)(第3-一-4(22)⑥参照)
35 業務継続計画の策定等	<p>① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、この計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定しても構いません。</p> <p>さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染症拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携</p>	いる・いない	<p>条例108条(第32条の2第1項準用)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(15)(第3-二の二-3(7)②参照)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
35 業務継続計画の策定等	<p>② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うものです。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録をしてください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施しても差し支えありません。</p> <p>※ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施しても差し支えありません。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	いる・いない	<p>条例108条(第32条の2第2項準用)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(15)(第3-二の二-3(7)③参照)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(15)(第3-二の二-3(7)④参照)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(15)(第3-二の二-3(7)④参照)</p>
	<p>③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p> <p>※ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施に当たっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。</p>	いない・いる	<p>条例108条(第32条の2第3項準用)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(15)(第3-二の二-3(7)①参照)</p>
36 非常災害対策	<p>① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p>※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。</p> <p>※ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。</p> <p>※ 「非常災害に関する具体的計画」 消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。</p>	いる・いない	<p>条例第102条第1項 予防条例第59条第1項</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(16)</p> <p>社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き (H28.10埼玉県)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令					
36 非常災害対策	<p>※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあつてはその者に行わせるものとします。 また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。</p>							
	<p>② 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。</p> <p>※ 地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。</p>	いる・いない	条例第102条第2項 予防条例第59条第2項 平18-0331004号 第3-四-4(16)					
	<p>③ 水防法における要配慮者利用施設に該当していますか。</p> <p>「いる」と回答した場合、以下の日付を記載してください。</p> <p>避難確保計画作成日 : 年 月 日</p> <p>計画の春日部市への報告日 : 年 月 日</p> <p>計画に基づく訓練実地日 : 年 月 日</p> <p>市への訓練実施報告日 : 年 月 日</p> <p>※ 実施報告は市公式ホームページから、電子申請・届出サービスで行ってください。</p> <p>https://www.city.kasukabe.lg.jp/anshin_anzen/bosai/saigainikansurukeikaku_manyuaru/23678.html</p>	いる・いない	水防法第15条の3					
	<p>④ 常時10人以上の事業所において、防火管理者を選任し、消防計画の作成、防火管理業務を行っていますか。 基準に満たない事業所においても、防火管理についての責任者を定めていますか。</p> <table border="1" data-bbox="352 1547 1042 1780"> <tr> <td data-bbox="352 1547 620 1619">防火管理者の届出</td> <td data-bbox="620 1547 1042 1619">年 月 日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1619 620 1691">防火管理者職名・氏名</td> <td data-bbox="620 1619 1042 1691"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1691 620 1780">消防計画の届出</td> <td data-bbox="620 1691 1042 1780">年 月 日</td> </tr> </table> <p>※ 防火管理者が異動等で欠けた場合は、直ちに新たな有資格者を選任し、所轄消防署に届出をしてください。</p>	防火管理者の届出	年 月 日	防火管理者職名・氏名		消防計画の届出	年 月 日	いる・いない
防火管理者の届出	年 月 日							
防火管理者職名・氏名								
消防計画の届出	年 月 日							

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令																																		
36 非常災害対策	<p>※ 防火管理者の業務</p> <p>① 消防計画の作成、届出 ② 消火・通報及び避難訓練実施 ③ 消防用設備等の点検及び整備(業者の行う点検とは別) ④ 火気使用又は取扱に関する監督 ⑤ その他防火管理に関する指導、研修等</p> <p>※ 消防計画に記載されている氏名等に変更があった場合は速やかに変更し、所轄消防署の指導により届出をしてください。</p> <p>※ 増改築を行った場合は、変更届を提出してください。</p> <p>⑤ 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <table border="1" data-bbox="320 723 1043 1214"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">前年度</th> <th colspan="2">当年度</th> </tr> <tr> <th>回数</th> <th>実施・届出日</th> <th>回数</th> <th>実施・届出日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難訓練</td> <td></td> <td>(うち夜間想定)</td> <td></td> <td>(うち夜間想定)</td> </tr> <tr> <td>消火訓練</td> <td></td> <td>(うち夜間想定)</td> <td></td> <td>(うち夜間想定)</td> </tr> <tr> <td>通報訓練</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実地通知 消防署届出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防署立会</td> <td>有・無</td> <td></td> <td></td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table> <p>・消火訓練と避難訓練は、消防機関に訓練実施計画を届出の上、それぞれ年間2回以上実施してください。 ・入所施設は、そのうち1回以上は、夜間又は夜間を想定した訓練を実施してください。 ・通報訓練は、年1回以上は実施するようにしてください。(励行) ・消防署と相談し、できるだけ年1回以上は消防署の協力・指導を得るようにしてください。</p>		前年度		当年度		回数	実施・届出日	回数	実施・届出日	避難訓練		(うち夜間想定)		(うち夜間想定)	消火訓練		(うち夜間想定)		(うち夜間想定)	通報訓練					実地通知 消防署届出					消防署立会	有・無			有・無	いる・いない	
	前年度		当年度																																		
	回数	実施・届出日	回数	実施・届出日																																	
避難訓練		(うち夜間想定)		(うち夜間想定)																																	
消火訓練		(うち夜間想定)		(うち夜間想定)																																	
通報訓練																																					
実地通知 消防署届出																																					
消防署立会	有・無			有・無																																	
37 衛生管理等	<p>① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 衛生管理等については、上記のほか、次の点に留意してください。</p> <p>ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>イ 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>	いる・いない	<p>条例第108条(第59条の16第1項準用) 予防条例第65条(第31条第1項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(17)(第3-二の二-3(9)参照)</p>																																		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
37 衛生管理等	<p>② 小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知、徹底を図っていますか。</p>	いる・いない	<p>条例第108条(第59条の16第2項準用) 予防条例第65条(第31条第2項準用)</p>
	<p>※ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておく必要があります。 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的で開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。</p>		<p>平18-0331004号 第3-四-4(17)(第3-二の二-3(9)②(参照))</p>
	<p>※ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>		<p>平18-0331004号 第3-四-4(17)(第3-二の二-3(9)②(参照))</p>
	<p>※ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p>		<p>平18-0331004号 第3-四-4(17)(第3-二の二-3(9)②(参照))</p>
	<p>③ 小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。</p>	いる・いない	<p>条例第108条(第59条の16第2項準用) 予防条例第65条(第31条第2項準用)</p>
	<p>※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアに係る感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市の事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。 また、発生時における事業所内の連携体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。</p>		<p>平18-0331004号 第3-四-4(17)(第3-二の二-3(9)②(参照))</p>
	<p>④ 小規模多機能型居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行っていますか。</p>	いる・いない	<p>条例第108条(第59条の16第2項準用) 予防条例第65条(第31条第2項準用)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
37 衛生管理等	<p>※ 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染症対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとし、ます。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。</p> <p>なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、事業所の実態に応じて行ってください。</p> <p>※ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p> <p>※ ②～④の事項については事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p>		<p>平18-0331004号第3-四-4(17)(第3-二の二-3(9)②^ハ参照)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(17)(第3-二の二-3(9)②^ハ参照)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(17)(第3-二の二-3(9)②^ハ参照)</p>
38 協力医療機関等	<p>① 主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。</p> <p>② あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。</p> <p>③ サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等のバックアップ施設との間の連携及び支援の体制を整えていますか。</p> <p>※ これらの協力医療機関やバックアップ施設から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めてください。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第103条第1～3項 予防条例第60条第1～3項</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(18)②</p>
39 調査への協力等	<p>提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導・助言を受けた場合には、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第104条 予防条例第61条</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
40 利用者の安全等に資する方策を検討するための委員会の設置	<p>小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催していますか。</p> <p>※ 介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定しています。</p> <p>※ 本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理職やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討してください。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えありません。</p> <p>※ 本委員会は定期的に開催することが必要ですが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないように留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましいです。 併せて、本委員会の開催に当たっては、「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組みを進めることが望ましいです。また、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、その際は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 事務負担軽減の観点から、本委員会は、他に事業運営に間関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。本委員会は事業所毎に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。委員会の名称ですが、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えありません。</p> <p>※ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和9年3月31日までの間は努力義務とします。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第106条の2 予防条例第63条の2</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(20)</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(20)</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(20)</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(20)</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(20)</p>
41 居住機能を担う併設施設等への入居	<p>可能な限り、利用者が居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第106条 予防条例第63条</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
41 居住機能を担う併設施設等への入居	<p>※ 小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)は、重度になったら居住機能を担う施設へ移行することを前提とするサービスではなく、可能な限り利用者が在宅生活を継続できるよう支援するものであることから、利用者が併設施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設への入所等が行えるよう努めなければなりません。</p>		平18-0331004号第3-四-4(21)
42 掲示	<p>① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。あるいは、事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者が自由に閲覧できるようにしていますか。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等をいいます。</p> <p>※ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所になります。</p> <p>※ 従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示等をすることを求めるものではありません。</p> <p>② 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。</p> <p>※ ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。</p> <p>③ 提供するサービスに係る指定通知書を、事業所の見やすい場所に掲示していますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第108条準用(第34条準用) 予防条例第65条準用(第32条準用)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(24)(第3-一-4(25)①準用)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(23)(第3-一-4(25)①準用)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(23)(第3-一-4(25)①準用)</p> <p>条例第108条(条例第34条第3項準用)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(23)(第3-一-4(25)①準用)</p> <p>指定等に関する規則第2条第3項</p>
43 秘密保持等	<p>① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第108条(第35条第1項準用) 予防条例第65条(第33条第1項準用)</p> <p>条例第108条(第35条第2項準用) 予防条例第65条(第33条第2項準用)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(24)(第3-一-4(26)③準用)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
43 秘密保持等	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p>※ 同意は、サービス提供開始時に利用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。</p> <p>④ 「個人情報の保護に関する法律」および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p>※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。</p> <p>「個人情報の保護に関する法律」の概要</p> <p>ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと</p> <p>イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること</p> <p>ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業員及び委託先を監督すること</p> <p>エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと</p> <p>オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと</p> <p>カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること</p> <p>「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」より 本ガイダンスでは、法の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、各医療・介護関係事業者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本指針」(平成16年4月2日)閣議決定)及び本ガイダンスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第108条(第35条第3項準用)予防条例第65条(第36条第2項準用)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(24)(第3-一-4(26)③準用)</p> <p>個人情報の保護に関する法律(平15年法律57号)</p> <p>医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平29.4.14厚生労働省)</p>
44 広告	<p>広告の内容は、虚偽又は誇大なものとなっていませんか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第108条(第36条準用)予防条例第65条(第34条準用)</p>
45 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)に対する利益供与の禁止	<p>居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又は従業員に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることとして、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第108条(第37条準用)予防条例第65条(第36条第2項準用)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
46 苦情処理	<p>① 提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載する</p>	いる・いない	条例第108条(38条第1項準用) 予防条例第65条(第36条第1項準用) 平18-0331004号第3-四-4(24)(第3-一-4(28)①準用)
	<p>② 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録していますか。</p> <p>※ 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図るうえでの重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p>	いる・いない	条例107条2項(6)・条例第108条(第35条第3項準用)予防条例第64条2項(6)・予防条例第65条(第36条第2項準用)
	<p>③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出・提示の求め又は市の職員からの質問・照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。</p>	いる・いない	条例第108条(38条第31項準用) 予防条例第65条(第36条第3項準用)
	<p>④ 市からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。</p>	いる・いない	条例第108条(第38条第4～6項準用) 予防条例第65条(第36条第4～6項準用)
	<p>⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。</p>	いる・いない	
	<p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。</p>	いる・いない	
47 地域との連携等	<p>① サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</p> <p>※ 運営推進会議 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会</p>	いる・いない	条例第108条(第59条の17第1項準用) 予防条例第65条(第39条第1項準用)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
47 地域との連携等	<p>※ 運営推進会議は事業所が、利用者、市職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。</p> <p>※ 「地域住民の代表者」とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。</p> <p>※ 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族(利用者等)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について、利用者等の同意を得てください。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 小規模多機能型居宅介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。</p> <p>※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。</p> <p>ア 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 イ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。 ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。</p> <p>※ 運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行ってください。</p> <p>※ 小規模多機能型居宅介護事業所は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意すること。</p> <p>-----</p> <p>ア 自己評価は、</p> <p>① 事業所のすべての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、</p> <p>② その上で他の従業者の振り返り結果を当該事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、小規模多機能型居宅介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。</p>		<p>平18-0331004号 第3-四-4(23)(第3-二の二-3(10)①準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(24)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
47 地域との連携等	<p>イ 外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要です。</p> <p>ウ このようなことから、運営推進会議において当該取組を行う場合には、市職員又は地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要です。</p> <p>エ 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられますが、法人のホームページへの掲載、「福祉医療情報ネットワークシステム(WAMNET)の利用、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えありません。</p> <p>オ 小規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成25年度老人保健健康増進等事業「運営推進会議等を活用した小規模多機能型居宅介護の質の向上に関する調査研究事業」(特定非営利活動法人全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会)を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行ってください。</p>		
	<p>② ①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。</p> <p>※ 運営推進会議における報告等の記録は、2年間保存しなければなりません</p>	いる・いない	<p>条例第108条(第59条の17第2項条準用) 予防条例第65条(第39条第2項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(24)④(第3-二の二-3(10)②準用)</p>
	<p>③ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。</p> <p>※ 小規模多機能型居宅介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。</p>	いる・いない	<p>条例第108条(第59条の17第3項準用) 予防条例第65条(第39条第3項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(24)④(第3-二の二-3(10)③準用)</p>
	<p>④ 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p>※ 介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めてください。</p>	いる・いない	<p>条例第108条(第59条の17第4項準用) 予防条例第65条(第39条第4項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(24)⑤(第3-一-4(29)④準用)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
47 地域との連携等	<p>※ 「市が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。</p>		<p>条例第108条(第59条の17第5項準用) 予防条例第65条(第39条第5項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(24)(第3-一-4(29)⑤準用)</p>
	<p>⑤ 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めていますか。</p> <p>※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する小規模多機能型居宅介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に小規模多機能型居宅介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないう、条例第10条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければなりません。</p>	<p>いる・いない</p>	
48 事故発生時の対応	<p>① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第108条(第40条第1項準用) 予防条例第65条(第36条第1項準用)</p>
	<p>※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましいです。</p>		<p>平18-0331004号 第3-四-4(24)(第3-一-4(30)①③準用)</p>
	<p>② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。</p> <p>※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例107条2項第7号、第108条(第40条第2項準用) 予防条例第64条2項7号</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(24)(第3-一-4(30)準用)</p>
	<p>③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p>※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第108条(第40条第3項準用) 予防条例第65条(第37条第3項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-四-4(23)(第3-一-4(30)②準用)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
49 虐待の防止	<p>※ 虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、小規模多機能型居宅介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止に関する措置を講じるものとします。</p> <p>ア 虐待の未然防止 小規模多機能型居宅介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供に当たる必要があり、基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。</p> <p>イ 虐待等の早期発見 小規模多機能型居宅介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市への虐待の届出について、適切な対応をしてください。</p> <p>ウ 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市の窓口に通報される必要があり、小規模多機能型居宅介護事業者は通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。</p> <p>以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために以下の事項を実施してください。</p>		平18-0331004号第3-四-4(21)(第3-一-4(31)参照)
	① 小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。	いる・いない	条例第108条(第40条の2(1)準用)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
49 虐待の防止	<p>※ 「虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止検討委員会)」は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要があります。</p> <p>ア 虐待防検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p>		<p>平18-0331004号第3-四-4(22)(第3-一-4(31)①参照)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(22)(第3-一-4(31)①参照)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(22)(第3-一-4(31)①参照)</p>
	<p>② 小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。</p> <p>※ 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p>	いる・いない	<p>条例第108条(第40条の2(2)準用)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(22)(第3-一-4(31)②参照)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
49 虐待の防止	<p>③ 小規模多機能型居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。</p> <p>※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、小規模多機能型居宅介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、小規模多機能型居宅介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。</p> <p>④ ①～③の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。</p> <p>※ 小規模多機能型居宅介護事業所における虐待を防止するための体制として、①～③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。</p> <p>なお、同一事業所内での複数担当(*)の兼務や他の事業所・施設等との担当(*)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を専任してください。</p> <p>* 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい)、感染対策担当者(看護師が望ましい)、事故の発生またはその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第108条(第40条の2(3)準用)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(22)(第3-一-4(31)③参照)</p> <p>条例第108条(第40条の2(4)準用)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(22)(第3-一-4(31)④参照)</p>
50 会計の区分	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p>※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。</p> <p>ア 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて(平成24年3月29日老高発0329第1号)</p> <p>イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)</p> <p>ウ 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号)</p>	いる・いない	<p>条例第108条(第41条準用)</p> <p>予防条例第65条(第38条準用)</p> <p>平18-0331004号第3-四-4(24)(第3-一-4(32)準用)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
51 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	いる・いない	条例第107条第1項 予防条例第64条第1項
	② 利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から介護報酬の請求に係る記録にあっては5年間、それ以外の記録にあっては2年間保存していますか。 ア 居宅サービス計画(介護予防サービス計画) イ 小規模多機能型居宅介護計画(介護予防小規模多機能型居宅介護計画) ウ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 エ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 オ 市への通知に係る記録 カ 苦情の内容等の記録 キ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ク 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録 ※ 「その完結の日」とは、ア～キについては個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。クについては、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日を指すものとします。	いる・いない	条例第107条第2項 予防条例第64条第2項 平18-0331004号 第3-四-4(23)(第3-二の二-3(13)参照)
52 電磁的記録等	① 地域密着型サービス事業者及び地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下、この項目において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができますが、以下のとおり取り扱っていますか。	いる・いない 該当なし	条例第203条第1項
	※ 書面の保存等おに係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この条例で規定する書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。 ア 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調整する方法によること。 イ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 a 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調整するファイルにより保存する方法 b 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調整するファイルにより保存する方法		平18-0331004号 第5-1

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
52 電磁的記録等	<p>ウ その他、条例203条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、ア及びイに準じた方法によること。</p> <p>エ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>		
	<p>② 地域密着型サービス事業者及び地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができますが、以下のとおり取り扱っていますか。</p> <p>※ 利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。</p> <p>ア 電磁的方法による交付は、条例第9条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。</p> <p>イ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。</p> <p>ウ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。</p> <p>エ その他、条例第203条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、アからウまでに準じた方法によること。ただし、条例又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、その定めに従うこと。</p> <p>オ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>条例第203条第2項</p> <p>平18-0331004号 第5-2</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
53 介護職員等による喀痰吸引等について (以下、該当事業者のみ記入してください。)	<p>① 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2及び3、同法施行規則第26条の2及び3に基づき、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しますか。</p> <p>※ 平成24年4月1日から「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等(介護福祉士に限らずすべての介護職員が対象)が、登録特定行為事業者として登録した施設等で、たんの吸引等を実施することができるようになりました。</p>	該当・該当なし	社会福祉士及び介護福祉士法 第48条の2、3 同法施行規則第26条の2、3
	<p>② 認定特定行為業務従事者について ア 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。 イ 認定特定行為従事者は何人いますか。 ____人</p>	いる・いない	
	<p>③ 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者について 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。(介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」としての登録になります。)</p> <p>[業務開始年月日： 年 月 日]</p>	いる・いない	
	<p>④ 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。 【登録している行為】該当するものに○をつける (たん吸引) 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内 (経管栄養) 胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養</p>	いる・いない	
	<p>⑤ たん吸引等の業務の実施状況について 介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。</p>	いる・いない	
	<p>⑥ 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。</p>	いる・いない	
	<p>⑦ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。</p>	いる・いない	
	<p>⑧ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。</p>	いる・いない	
	<p>⑨ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的開催していますか。</p>	いる・いない	
	<p>⑩ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。</p>	いる・いない	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準			
54 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	① 利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。	いる・いない	予防条例第66条第1項
	② サービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。	いる・いない	予防条例第66条第2項
	③ 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	いる・いない	予防条例第66条第3項
	④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努め、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。	いる・いない	予防条例第66条第4項
	※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があります。		平18-0331004第4の三の2(1)③
55 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	① サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	いる・いない	予防条例第67条第1項(1)
	※ 制度上は週1回程度の利用でも所定点数の算定は可能ですが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通りサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要です。		平18-0331004第4の三の2(1)④

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
55 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	<p>※ 介護予防小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられます。</p> <p>しかしながら、ほぼ毎日宿泊するような者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適切にサービス利用できるよう調整を行うことが必要です。</p>		
	<p>② 介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防支援の具体的取扱方針及び介護予防支援の提供に当たっての留意点に沿って、介護予防サービス計画を作成していますか。</p> <p>※ 介護支援専門員は、介護予防サービス計画と介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成しなければなりません。</p> <p>※ 介護支援専門員は、地域包括支援センター(介護予防支援事業者)の職員が行う業務と同様の業務を行うこととなります。</p>	いる・いない	<p>予防条例第67条第1項(2)</p> <p>平18-0331004第4の三の2(2)①</p>
	<p>③ 介護支援専門員等は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の従業者と協議の上、サービスの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。</p> <p>※ 主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達や介護支援専門員が開催するサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防小規模多機能型居宅介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。</p> <p>※ 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。</p>		<p>予防条例第67条第1項(3)</p> <p>平18-0331004第4の三の2(2)①</p>
	<p>④ 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。</p> <p>※ 多様な活動とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいいます。</p>	いる・いない	<p>予防条例第67条第1項(4)</p> <p>平18-0331004第4の三の2(2)②</p>
	<p>⑤ サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p>	いる・いない	予防条例第67条第1項(5)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
55 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	⑥ 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付していますか。	いる・いない	予防条例第67条第1項(6)
	⑦ サービスの提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行っていますか。	いる・いない	予防条例第67条第1項(7)
	⑧ 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮してサービスを提供していますか。	いる・いない	予防条例第67条第1項(8)
	⑨ サービスの提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	いる・いない	予防条例第67条第1項(9)
	⑩ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	いる・いない	予防条例第67条第1項(10)
	⑪ 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。	いる・いない	予防条例第67条第1項(11)
	※ 登録定員のおおむね3分の1以下が目安です。		平18-0331004
	※ 登録定員が25人の場合は通いサービスの利用者が8人以下であれば、著しく少ない状態といえます。		第4の三の2(2)⑤
	⑫ 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。	いる・いない	予防条例第67条第1項(12)
	※ 適切なサービスとは、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行うことが目安となります。		平18-0331004 第4の三の2(2)⑥
	※ 訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。		
	⑬ 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。	いる・いない	予防条例第67条第1項(13)
	※ 計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行ってください。		平18-0331004 第4の三の2(2)⑦

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
55 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	⑭ 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。	いる・いない	予防条例第67条第1項(14) 平18-0331004 第4の三の2(2)⑦
	※ モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行ってください。		
	⑮ 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う場合も、①～⑬に沿って行っていますか。	いる・いない	予防条例第67条第1項(15)

第6 変更の届出等

56 変更の届出等	① 次の事項等に変更があったときは、10日以内に春日部市長(介護保険課)に届け出ていますか。	いる・いない	法第78条の5第1項 第115条の15第1項 施行規則第131条の13第1項・2項 第140条の30第1項・第2項
	※ 届出が必要な書類 ア 事業所の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等 エ 事務所の建物の構造、専用区画等及び設備の概要 オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 カ 運営規程 キ 協力医療機関及び協力歯科医療機関 ク 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要 ケ 介護支援専門員の氏名及び登録番号		
	② 事業を廃止又は休止しようとするときは、次の事項を、廃止又は休止の日の1月前までに、市長に届け出ていますか。	いる・いない	法第78条の5第2項 第115条の15第2項 施行規則第131条の13第4項 第140条の30第4項
	ア 廃止又は休止しようとする年月日 イ 廃止又は休止しようとする理由 ウ 現にサービスを受けている者に対する措置 エ 休止の場合は、予定期間		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
第7 介護給付費関係			
57 基本報酬の算定	① (1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(当該事業所と同一建物に居住する者を除く。)について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。	いる・いない	平18厚告126 別表4 注1,2
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。	いる・いない	留意事項 2-5-(1)
	<p>※ 小規模多機能型居宅介護費は、当該小規模多機能型居宅介護事業所へ登録した者について、登録者の居住する場所及び要介護区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定します。</p> <p>月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間(登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで)に対応した単位数を算定することとします。</p> <p>また、月途中から小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物から同一建物ではない建物に転居した場合には、居住していた期間に対応した単位数を算定することとします。</p> <p>これら算定の基礎となる「登録日」とは、利用者が小規模多機能型居宅介護事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日となります。</p> <p>また、「登録終了日」とは、利用者が小規模多機能型居宅介護事業者との間の利用契約を終了した日です。</p> <p>※ 「同一建物」とは、当該小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)を指すものです。</p> <p>具体的には、当該建物の一階部分に小規模多機能型居宅介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。</p> <p>また、ここでいう同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護事業者と異なる場合であっても該当します。</p>		
② 短期利用居宅介護費について、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において小規模多機能型居宅介護を行った場合に、要介護区分に応じて、利用1日につきそれぞれの所定単位数を算定していますか。	いる・いない	平18厚告126 別表4 注3	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
59 高齢者虐待防止措置未実施減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 高齢者虐待防止未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、条例第108条（第40条の2準用）に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。 具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表4注5</p> <p>留意事項 第2-5-(4)(第2-2-(5)準用)</p>
60 業務継続計画未策定減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 業務継続計画未策定減算については、条例第108条（第32条の2第1項準用）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について所定単位数から減算することとなります。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表4注6</p> <p>留意事項 第2-5-(5)(第2-3の2(3)準用)</p>
61 サービス提供が過少である場合の減算	<p>① 小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスの算定月における提供回数については、登録者(短期利用居宅介護費算定者を除く)1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。</p> <p>② 「登録者一人当たりの平均回数」は、暦月ごとに以下のアからウまでの算定方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、7を乗ずることによって算定しているか。(なお、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定を併せて受け、かつ、小規模多機能型居宅介護の事業と介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護のそれぞれの登録者数を合算して可)</p> <p>ア 通いサービスは、1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては複数回を算定していますか。</p> <p>イ 訪問サービスは、1回の訪問を1回のサービス提供として算定していますか。(小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけを行った場合も訪問サービスの回数に含めて可)</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>平18厚告126 別表4注7</p> <p>留意事項 第2-5-(6)①</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
61 サービス提供が過少である場合の減算	ウ 宿泊サービスについては、1泊を1回として算定していますか。(通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合はそれぞれ1回として可)	いる・いない	留意事項 第2-5-(6)② 留意事項 第2-5-(6)③
	③ 登録者が月途中で利用を開始又は終了した場合にあたっては、利用開始日の前日以前又は利用終了日の翌日以降の日数については上記の日数の算定より控除していますか。	いる・いない	
	④ 登録者が入院した場合の入院日(入院初日及び退院日を除く。)についても同様の取扱いとしていますか。	いる・いない	
	※ サービス提供回数が過少である状態が継続する場合には、適切なサービスの提供を行うよう指導します。当該指導に従わない場合は、指定の取消しを検討するものとします。		
62 人員基準減算・定員超過利用	登録者の数又は定めるところにより、減算をしていますか。	いる・いない	平12厚告27七-ロ 留意事項 第2-1-(8)③ 留意事項 第2-1-(8)②
	<p>① [従業者(通い・訪問サービスの提供に当たる者)による減算]</p> <p>※ 基準を満たさない場合は、所定単位数の70/100で算定します。</p> <p>イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合 ⇒ その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで利用者全員について減算</p> <p>ロ 人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合 ⇒ その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで利用者の全員について減算</p> <p>※ 人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者等の数については、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり、3月31日をもって終わる年度)の平均を用います。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数(1日ごとの同時に通いサービスの提供を受けた者(短期利用居宅介護を算定する者を含む。)の数の最大値を合計したものを、当該前年度の日数で除して得た数とします(小数点第2位以下切り上げ)。</p>		
	<p>② [看護師又は准看護師・計画作成担当者の人員基準欠如に係る減算]</p> <p>※ 基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の70で算定します。看護師又は准看護師及び計画作成担当者の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。</p>		
平12厚告27七-ロ 留意事項 第2-1-(8)④			

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
62 人員基準減算・定員超過利用	<p>※ 都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）における研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合に、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、研修を修了することが確実に見込まれる職員（以下「研修未修了職員」という。小規模多機能型居宅介護事業所にあつては介護支援専門員を指す。）を新たに配置した場合は、当該配置の翌月から、当該研修未修了職員が研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとします。なお、当該研修未修了職員が研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月（下記※が適用されている場合は人員欠如が発生した月から起算して第四月目に当たる月）に遡って減算を行うこととします。ただし、当該研修未修了職員が研修を修了しなかった理由が、当該研修未修了職員の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ないものである場合、当該離職等の翌々月までに、研修未修了職員を新たに配置したときは、当該配置を行った月から、当該研修未修了職員が研修を修了するまでの間は、引き続き減算対象としない取扱いとすることで差し支えありません。</p> <p>※ 突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員基準上必要とされる員数を下回った場合（①ロ及び上記※の場合に限る。）であつて、次のイからニまでの全てに該当するときは、①及び②の規定にかかわらず、1年に1回に限り、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月までの間、通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に基づく減算の適用を猶予します。</p> <p>この場合、職員の確保に係る取組及び一時的に職員を確保できないやむを得ない事情であることを別紙様式11に記載し、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌月までに速やかに市長に報告をしてください。なお、別紙様式11には、報告する時点で有効な求人票の写しを添付してください。</p> <p>イ 職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に定める公共職業安定所（以下単に「公共職業安定所」という。）又は都道府県ナースセンター、福祉人材センター等の同法第33条に定める無料の職業紹介事業（以下単に「無料職業紹介事業」という。）を活用して職員の確保に係る取組を行っていること。なお、やむを得ない事情が生じていない場合においても、職員の求人を行う場合には、公共職業安定所又は無料職業紹介事業の活用等の職員の確保に係る取組を行っていることが望ましい。</p> <p>ロ 職員の確保に係る取組に当たって民間職業紹介事業者を利用する場合には、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含むこと。</p> <p>ハ 公共職業安定所、無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所又は施設が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい。</p> <p>ニ やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職員の確保ができないことにより、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、当該事業所又は施設は職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めること。</p>		留意事項 第2-1-(8)④

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
62 人員基準減算・定員超過利用	<p>③〔夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員〕</p> <p>※ ある月において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、減算することとする。</p> <p>イ 当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が人員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合</p> <p>ロ 当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が人員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合</p> <p>④〔定員超過利用〕</p> <p>※ 月平均の利用者の数が、運営規程に定められている入居定員を超えている場合は、所定単位数の100分の70で算定します。</p> <p>この場合の利用者の数は、1月間(暦月)の利用者の数の平均を用います。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月の全利用者の延数を、当該月の日数で除して得た数とします(小数点以下切上げ)。</p> <p>利用者の数が、定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から、定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から、通常の所定単位数が算定されます。</p> <p>※ 災害の受け入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。</p> <p>※ 当該事業所において、過疎地域その他これに類する地域であって、地域の実績により当該地域における事業所の効率的運営に必要であると市長が認めた場合に限り、人員及び設備に関する基準を満たすことを要件に、登録定員を超えてサービス提供を行うことが例外的に認められるが、当該定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月から所定単位数の減算を行うことはせず、一定の期間(市長が登録定員の超過を認めた日から市の介護保険事業計画の終期までの最大3年間を基本とする。ただし、次期の市の介護保険事業計画を作成するに当たって、市長が新規に代替サービスを整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次期の市の介護保険事業計画の終期まで延長が可能とする)に限り所定単位数の減算を行わないこととする。</p> <p>※ 定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導します。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとしします。</p>		<p>留意事項 第2-1-(8)⑥</p> <p>平12厚告27 十一-イ</p> <p>留意事項 第2-1-(6)②③</p> <p>留意事項 第2-1-(6)⑤</p> <p>留意事項 第2-1-(6)⑥</p> <p>留意事項 第2-1-(6)④</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
63 サービス種類の相互算定関係	① 登録者が、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、小規模多機能型居宅介護費は、算定していませんか。	いない・いる	平18厚告126別表4 注8
	② 登録者が小規模多機能型居宅介護事業所において、小規模多機能型居宅介護を受けている間は、当該小規模多機能型居宅介護事業所以外の小規模多機能型居宅介護事業所が小規模多機能型居宅介護を行った場合に、小規模多機能型居宅介護費を算定していませんか。	いない・いる	平18厚告126別表4 注9
64 特別地域加算	厚生労働大臣が定める地域(離島等)に所在する事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く)又はその一部として使用される事務所の当該従業者が小規模多機能型居宅介護を行った場合、1月につき所定の単位数の100分の15に相当する額を算定していますか。 (短期利用居宅介護費を算定している者を除く。)	いる・いない 該当なし	平18厚告126別表4 注10
65 中山間地域等の小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域(等)に所在する事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く)又はその一部として使用される事務所の当該従業者が小規模多機能型居宅介護を行った場合、小規模多機能型居宅介護費については1月につき、短期利用居宅介護費については1日につき、所定の単位数の100分の10に相当する額を算定していますか。	いる・いない 該当なし	平18厚告126別表4 注11
66 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、小規模多機能型居宅介護を行った場合、所定の単位数の100分の5に相当する額を算定していますか。 (短期利用居宅介護費を算定している者を除く。)	いる・いない 該当なし	平18厚告126別表4 注12
	※ 中山間地域等居住者加算対象地域 厚生労働大臣が定める中山間地域等居住者(春日部市宝珠花)等です。		厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域 二
67 初期加算	小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間及び30日を超える病院又は診療所への入院後に小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合については、1日につき所定の単位数を算定していますか。(短期利用居宅介護費を算定している者を除く。)	いる・いない 該当なし	平18厚告126別表4ハ注

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
68 認知症加算	(1) 認知症加算 (I) (2) 認知症加算 (II) (3) 認知症加算 (III) (4) 認知症加算 (IV) ① 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める登録者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、(1)及び(2)について1月につきそれぞれの所定単位数を加算していますか。ただし、(1)、(2)又は(3)のいずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定しません。(短期利用居宅介護費を算定している者を除く。)	いない・いる 該当なし	平18厚告126 別表4 二注1
	② 別に厚生労働大臣が定める登録者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合には(3)及び(4)について1月につきそれぞれの所定単位数を算定していますか。(短期利用居宅介護費を算定している者を除く。)	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表4 二注2 平27厚告94(38)
	認知症加算(I)、(II)又は(III)を算定すべき利用者日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の者(認知症日常生活自立度III、IV又はMに該当するもの)	<input type="checkbox"/>	留意事項 第2-5-10①②
	認知症加算(IV) 要介護2に該当し、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度IIに該当するもの)	<input type="checkbox"/>	
	※ [厚生労働大臣が定める基準] (1)認知症加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること ① 認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を、事業所における日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の数が20人未満である場合にあっては1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ② 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。 ③ 認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアのし同等を実施していること。 ④ 当該事業所における介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 (2)認知症加算(II) 認知症加算(I)の①及び②に掲げる基準に適合すること。		平27厚告95 54の5
※ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指します。		留意事項 第2-5-10③	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
68 認知症加算	<p>※ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。また、「認知症家に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。</p> <p>※ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。</p>		<p>留意事項 第2-5-(10)④</p> <p>留意事項 第2-5-(10)⑤</p>
69 認知症行動・心理症状緊急対応加算	<p>短期利用居宅介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に小規模多機能居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、小規模多機能居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を算定していますか。</p> <p>※ 利用者に「認知症の行動・心理症状(認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状)」が認められ、緊急に短期利用(短期利用居宅介護費)が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、短期利用(短期利用居宅介護費)を開始した場合に算定することができる。 本加算は医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できるものとする。</p> <p>※ この際、短期利用(短期利用居宅介護費)ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合にあつては、速やかに適当な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取り計らう必要があります。</p> <p>※ 次に掲げる者が、直接、短期利用(短期利用居宅介護費)を開始した場合には、当該加算は算定できないものである。</p> <p>a 病院又は診療所に入院中の者 b 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 c 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者</p> <p>※ 判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録しておくこと。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録しておくこと。</p> <p>※ 7日を限度として算定することとあるのは、本加算が「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受け入れる際の初期の手間を評価したものであるためであり、利用開始後8日目以降の短期利用(短期利用居宅介護費)の継続を妨げるものではないことに留意すること。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表4 ホ注</p> <p>留意事項 第2-5-(11)①②</p> <p>留意事項 第2-5-(11)③</p> <p>留意事項 第2-5-(11)④</p> <p>留意事項 第2-5-(11)⑤</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
70 若年性認知症利用者受入加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数を算定していますか。</p> <p>※ 認知症加算を算定している場合は、算定しない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ [厚生労働大臣が定める基準] 受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。)ごとに個別の担当者を定めていること。</p> </div>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表4へ注</p> <p>平27厚告95 18</p>
71 看護職員配置加算	<p>① 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た、小規模多機能型居宅介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1月につきそれぞれ所定の単位数を算定していますか。(短期利用居宅介護費を算定している者を除く。)ただし、この場合において、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>看護職員配置加算(Ⅰ) 常勤かつ専従の看護師を1名以上配置している場合</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>看護職員配置加算(Ⅱ) 常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している場合</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>看護職員配置加算(Ⅲ) 看護職員を常勤換算法で1名以上配置している場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)ともに定員超過利用・人員基準欠如に該当していないことが条件になります。</p> </div>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p style="text-align: center;">□</p> <p style="text-align: center;">□</p> <p style="text-align: center;">□</p>	<p>平18厚告126 別表4ト注</p> <p>平27厚告96 29イ</p> <p>平27厚告96 29ロ</p> <p>平27厚告96 29ハ</p>
72 看取り連携体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た、小規模多機能型居宅介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について、看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について、1日につき所定単位数を死亡月に加算していますか(短期利用を除く)。</p> <p>ただし、この場合において、看護職員配置加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定できません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>① 看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。</p> <p>② 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> </div>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表4 チ注</p> <p>平27厚告96 30</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
72 看取り連携体制加算	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 次の①②ともに適合している利用者</p> <p>① 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者</p> <p>② 看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。)</p>		平27厚告94 39
	<p>※ 登録者の自宅で介護を受ける場合又は小規模多機能型居宅介護事業所において介護を受ける場合のいずれについても算定が可能です。</p> <p>また、死亡前に医療機関へ入院した後、入院先で死亡した場合でも算定可能ですが、その際には、当該小規模多機能型居宅介護事業所においてサービスを直接提供していない入院した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができません。</p> <p>したがって、入院した日の翌日から死亡日までの期間が30日以上あった場合には、看取り連携体制加算を算定することはできません。</p>		留意事項 第2-5-(13)①
	<p>※ 「24時間連絡できる体制」とは、事業所内で勤務することを要するものではなく、夜間においても小規模多機能型居宅介護事業所から連絡でき、必要な場合には小規模多機能型居宅介護事業所からの緊急の呼び出しに応じて出勤する体制をいうものです。</p>		留意事項 第2-5-(13)②
	<p>※ 管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取り期における対応方針」が定められていることが必要であり、同対応方針においては、例えば、次に掲げる事項を含んでください。</p> <p>ア 当該事業所における看取り期における対応方針に関する考え方</p> <p>イ 医師や医療機関との連携体制(夜間及び緊急時に対応を含む。)</p> <p>ウ 登録者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法</p> <p>エ 登録者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式</p> <p>オ その他職員の具体的対応等</p>		留意事項 第2-5-(13)③
	<p>※ 看取り期の利用者に対するケアカンファレンス、看取り期における対応の実践を振り返る等により、看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス提供体制について、適宜見直しを行ってください。</p>		留意事項 第2-5-(13)④

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
72 看取り連携体制加算	<p>※ 小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊室等において看取りを行う際には、プライバシーの確保及び家族への配慮について十分留意することが必要です。</p> <p>※ 看取り期の利用者に対するサービス提供に当たっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めてください。</p>		<p>留意事項 第2-5-(13)⑩</p> <p>留意事項 第2-5-(13)⑪</p>
73 訪問体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者の居宅における生活を継続するための小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算として、1月につき所定単位数を加算していますか(短期利用を除く)。</p> <p>※ [厚生労働大臣が定める基準] 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置していること。</p> <p>② 算定日が属する月における提供回数について、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホームもしくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)を併設する場合は、登録者の総数のうち小規模多機能型居宅介護費(同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合)を算定する者の占める割合が100分の50以上であつて、かつ、小規模多機能型居宅介護費(同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合)を算定する登録者に対する延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。</p> <p>※ 当該加算を算定する際は、上記②の根拠となる訪問サービスの内容を記録しておいてください。</p> <p>※ 「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、訪問サービスのみを行う従業者として固定しなければならないという趣旨ではなく、訪問サービスも行っている常勤の従業者を2名以上配置した場合に算定が可能です。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表4 リ注</p> <p>平27厚告95 55</p> <p>留意事項 第2-5-(14)①</p> <p>留意事項 第2-5-(14)②</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
73 訪問体制強化加算	<p>※ 「訪問サービスの提供回数」は、毎月ごとに1回の訪問を1回のサービス提供として算定してください。なお、訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。</p> <p>なお、本加算は介護予防小規模多機能型居宅介護については算定しないため、小規模多機能型居宅介護の登録者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行ってください。</p> <p>※ 小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)を併設する場合は、各月の前月の末日時点(新たに事業を開始し、又は再開した事業所については事業開始(再開)日)における登録者のうち同一建物居住者以外の者(小規模多機能型居宅介護費(同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合)を算定する者)の占める割合が100分の50以上であって、かつ、上記の※の要件を満たす場合に算定します。</p> <p>ただし、「訪問サービスの提供回数」は同一建物居住者以外の者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行ってください。</p>		<p>留意事項 第2-5-(14)③</p> <p>留意事項 第2-5-(14)④</p>
74 総合マネジメント体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定の単位数を加算していますか(短期利用を除く)。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に抱えるその他の加算は算定できません。</p> <p>(1) 総合マネジメント体制強化加算 (I)</p> <p>(2) 総合マネジメント体制強化加算 (II)</p> <p>※ [厚生労働大臣が定める基準]</p> <p>(1) 総合マネジメント体制強化加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。</p> <p>② 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。</p> <p>③ 日常的に利用者に関わりのある地域住民や商店等からの日頃からの相談体制を構築し、事業所内外の人(主に独居、認知症の人とその家族)にとって身近な拠点となるよう、事業所が主体となって、地域の相談窓口としての役割を担っていること。</p> <p>④ 必要に応じて、多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービス(保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p>	<p>いない・いる</p>	<p>平18厚告126 別表4 又注</p> <p>平27厚告95 56</p> <p>留意事項 第2-5-(15)②</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
74 総合マネジメント体制強化加算	<p>⑤ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること</p> <p>(ア) 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること</p> <p>(イ) 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること</p> <p>(ウ) 地域住民等、当該事業所以外の他のサービス事業所等と共同で認知症や介護に関する事例検討会、研修会等を実施していること</p> <p>(エ) 市が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等において、介護予防に資する取組、他のサービス事業所又は医療機関との連携等を行っていること</p> <hr/> <p>(2) 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）</p> <p>(1)の①及び②に掲げる基準に適合すること。</p> <p>※ 総合マネジメント体制強化加算は、小規模多機能型居宅介護事業所において、登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて「通い・訪問、・宿泊」を柔軟に組み合わせて提供するために、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取組、また、小規模多機能型居宅介護が、地域包括ケアの担い手として、地域に開かれた拠点となり、サービスの質の向上を図りつつ、認知症対応を含む様々な機能を発揮し、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組み作りを促進するため、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価するものです。</p> <p>※ 上記②地域の行事や活動の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録者の家族や登録者と関わる地域住民等からの利用者に関する相談への対応 登録者が住み慣れた地域で生活を継続するために、当該地域における課題を掘り起し、地域住民や市町村等とともに解決する取組(行政や地域包括支援センターが開催する地域での会議への参加、町内会や自治会の活動への参加、認知症や介護に関する研修の実施等) 登録者が住み慣れた地域との絆を継続するための取組(登録者となじみの関係がある地域住民や商店等との関わり、地域の行事への参加等) <p>※ 上記⑤(ア)の「地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行うための取組」とは、例えば、利用者となじみの関係にある地域住民・商店等の多様な主体との関わり、利用者の地域における役割、生きがいなどを可視化したものを作成し、事業所の従業者で共有していることをいいます。</p>		<p>留意事項 第2-5-(15)①</p> <p>留意事項 第2-5-(15)②</p> <p>留意事項 第2-5-(15)②</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
75 生活機能向上連携加算	下記の基準に適合しているとして、所定単位数を加算して いますか。	いる・いない 該当しない	平18厚告126 別表4 ル注
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	□	
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	□	
	<p>※ (Ⅰ)について、介護支援専門員が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算します。</p> <p>(Ⅱ)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算します。ただし、(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p>		
	<p>①〔生活機能向上連携加算(Ⅱ)〕</p> <p>イ 「生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する小規模多機能型居宅介護の内容を定めていますか。</p>	いる・いない	留意事項 第2-5-(17)(第2-2-(17) 準用)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
75 生活機能向上 連携加算	<p>ロ イの小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあつては、認可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(「理学療法士等」)が利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は当該理学療法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅を訪問した後共同してカンファレンス(指定居宅介護支援等基準条例に規定するサービス担当者会議として開催されるものを除く。以下同じ)を行い、当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びIADL(調理、掃除、買物、金銭、管理、服薬状況等)に関する利用者の状況につき、理学療法士等と計画作成責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価(以下「生活機能アセスメント」という。)を行っていますか。</p> <p>※ カンファレンスはテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、計画作成責任者及び理学療法士等により実施されるもので差支えありません。</p> <p>※ この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院である。</p>	いる・いない	
	<p>ハ イの小規模多機能型居宅介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載していますか。</p> <p>a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容</p> <p>b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目途とする達成目標</p> <p>c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標</p> <p>d b及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容</p>	いる・いない	
	<p>ニ ハのb及びcの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作(立位又は座位の保持等)の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定していますか。</p>	いる・いない	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
75 生活機能向上 連携加算	<p>ホ イの小規模多機能型居宅介護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う小規模多機能型居宅介護の内容としては、例えば次のようなものが考えられること。達成目標として「自宅のポータブルトイレを1日1回以上利用する(1月目、2月目の目標として座位の保持時間)」を設定。</p> <p>(1月目) 訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。</p> <p>(2月目) ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。</p> <p>(3月目) ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う(訪問介護員等は、小規模多機能型居宅介護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う)。</p>	いる・いない	
	<p>へ 本加算はロの評価に基づき、イの小規模多機能型居宅介護計画に基づき提供された初回の小規模多機能型居宅介護看護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度ロの評価に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 当該3月の間に利用者に対する指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、3月間は本加算の算定が可能であること。</p> </div>	いる・いない	
	<p>ト 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及びハのbの達成目標を踏まえた適切な対応を行っていますか。</p>	いる・いない	
	<p>②〔生活機能向上連携加算(I)〕 イ 生活機能向上連携加算(I)については、①ロ、へ及びトを除き、①の基準を満たしていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 本加算は、理学療法士等が自宅を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握した上で計画作成担当者に助言を行い、計画作成担当者が、助言に基づき①イの小規模多機能型居宅介護計画を作成(変更)するとともに、計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的実施することを評価するものである。</p> </div>	いる・いない	

留意事項
第2-5-(17)(第2-2-(17)
②準用)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
75 生活機能向上 連携加算	<p>a ①イの小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いて把握した上で、当該小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者に助言を行っていますか。</p> <p>※ ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と計画作成責任者で事前に方法等を調整するものとする。</p>	いる・いない	
	<p>b 当該小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成責任者は、aの助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、①イの小規模多機能型居宅介護計画の作成を行っていますか。</p> <p>※ ①イの小規模多機能型居宅介護計画には、aの助言の内容を記載すること。</p>	いる・いない	
	<p>c 本加算は、①イの小規模多機能型居宅介護計画に基づき小規模多機能型居宅介護を提供した初回の月に限り、算定していますか。</p> <p>※ aの助言に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合を除き、①イの小規模多機能型居宅介護計画に基づき小規模多機能型居宅介護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しない。</p>	いる・いない	
	<p>d 3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告すること。</p> <p>※ 再度aの助言に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合には、本加算の算定が可能である。</p>	いる・いない	
76 口腔・栄養スクリーニング加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ 当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しません。</p>	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表4 ㊦注

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
77 科学的介護推進体制加算	<p>② 必要に応じて小規模多機能居宅介護計画を見直すなど、小規模多機能居宅介護の提供に当たって、①に規定する情報その他小規模多機能居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p> <p>※ 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに①～②に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。</p> <p>※ 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p> <p>※ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提出するためのサービス計画を作成する（Plan）。 ロ サービスの提出に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。 ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供のあり方について検証を行う（Check）。 ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める。（Action）。 <p>※ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。</p>		留意事項 第2-5-18(第2-3の2(21)準用)
78 生産性向上推進体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し届出を行った小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</p> <p>(1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）</p> <p>(2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）</p>	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表4 カ注

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
78 生産性向上推進体制加算	<p>※〔厚生労働大臣が定める基準〕</p> <p>(1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</p> <p>(1) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保</p> <p>(2) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮</p> <p>(3) 介護機器の定期的な点検</p> <p>(4) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修</p> <p>イ アの取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。</p> <p>ウ 介護機器を複数種類活用していること。</p> <p>エ アの委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。</p> <p>オ 事業年度ごとにア、ウ及びエの取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。</p> <p>(2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア (1)アに適合していること。</p> <p>イ 介護機器を活用していること。</p> <p>ウ 事業年度ごとにイ及び(1)アの取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。</p> <p>※ 生産性向上推進体制加算の内容については、通知「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」を参照してください。</p>		<p>平27厚告95 56の2(37の3準用)</p> <p>留意事項 第2-5-(19)</p>
79 サービス提供体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、登録者に対し小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、小規模多機能型居宅介護費は1月につき、短期利用居宅介護費は1日につき、所定単位数を加算していますか。</p> <p>ただし、次のいずれかの加算を算定している場合は、次のその他の加算は算定できません。</p> <p>※ 次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>〔小規模多機能型居宅介護費を算定している場合〕</p> <p>サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p> <p>サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p> <p>サービス提供体制強化加算(Ⅲ)</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>□</p> <p>□</p> <p>□</p>	<p>平18厚告126 別表4 ヲ注</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
79 サービス提供体制強化加算	<p>※ 「研修」は、従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修機関、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。</p> <p>※ 「会議の開催」について 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。 なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。 また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>※ 「利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項」とは、少なくとも次に掲げる事項についてその動向を含め、記載しなければならない。 ・利用者のADL や意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項</p> <p>※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。 なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは、介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とする。こと。 上記、ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。</p> <p>※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成24年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成24年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。</p>		留意事項 第2-5-(20)①(第2-2-(20)準用)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
79 サービス提供体制強化加算	<p>※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。</p> <p>※ 同一の事業所において介護予防小規模多機能型居宅介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。</p> <p>※ なお、この場合の小規模多機能居宅介護従業者に係る常勤換算にあつては、利用者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差支えありません。</p>		<p>留意事項 第2-5-(20)①(第2-4-(20)②準用)</p> <p>留意事項 第2-5-(20)②</p>
80 介護職員等処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定できません。</p> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に所定の割合を乗じた単位数</p> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に所定の割合を乗じた単位数</p> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に所定の割合を乗じた単位数</p> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に所定の割合を乗じた単位数</p> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に所定の割合を乗じた単位数</p> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に所定の割合を乗じた単位数</p> <p>[厚生労働大臣が定める基準] 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>ア 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>イ 当該事業所において、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>□</p> <p>□</p> <p>□</p> <p>□</p> <p>□</p> <p>□</p> <p>□</p>	<p>平18厚告126 別表1 ル注</p> <p>平27厚告95 48</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
80 介護職員等処遇改善加算	<p>② 当該事業所において①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。</p> <p>③ 当該加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。</p> <p>④ 当該事業所において、事業年度ごとに事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む)を定めていること。 イ アの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ウ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 エ ウについて、全ての介護職員に周知していること。 オ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 カ オについて書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>⑨ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>⑩ 小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ</p> <p>① (Ⅰ)イの①から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 小規模多機能型居宅介護費における生産性向上推進体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していること。 イ ケアプランデータ連携システムを利用していること。 ウ 社会福祉連携推進法人に所属していること。</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (Ⅰ)イの①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <hr/> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ ① (Ⅰ)イの①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ② (Ⅰ)ロの②に掲げる基準に適合すること。</p> <hr/> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (Ⅰ)イ①ア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (Ⅰ)イ①ア、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <hr/> <p>※ 介護職員等処遇改善加算の内容については、「介護職員等処遇改善可算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p>		留意事項 2-2-(21)
第8 その他			
81 介護サービス情報の公表	<p>県が委託する業者へ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。</p> <hr/> <p>※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象。</p>	いる・いない	法第115条の35第1項 施行規則第140条の44
82 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>① 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ますか。</p> <p>届出年月日 [年 月 日]</p> <p>法令遵守責任者 [職名] [氏名]</p> <hr/> <p>※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容</p> <p>◎事業所の数が20未満 ・整備届出事項：法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等</p> <p>◎事業所の数が20以上100未満 ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要</p> <p>◎事業所の数が100以上 ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要</p>	いる・いない	法第115条の32第1項、2項 施行規則第140条の39

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
82 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>(届出先)</p> <p>ア 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者・・・厚生労働大臣</p> <p>イ 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局に所在する事業者 ・・・主たる事業所の所在地の都道府県知事</p> <p>ウ 地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が春日部市に所在する事業者・・・春日部市長</p> <p>エ ア～ウ以外の事業者・・・埼玉県知事</p> <p>※ 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は、「地方厚生局の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつの地方厚生局管轄区域に所在しているか確認してください。</p>		施行規則 第140条の40
	② 業務管理体制(法令等遵守)についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。	いる・いない	
	<p>③ 業務管理体制(法令等遵守)について、具体的な取組を行っていますか。</p> <p>※ 行っている具体的な取組(例)のアからカを○で囲むとともに、カについては、その内容を御記入ください。</p> <p>ア 介護報酬の請求等のチェックを実施</p> <p>イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取っている</p> <p>ウ 利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている</p> <p>エ 業務管理体制(法令等遵守)についての研修を実施している</p> <p>オ 法令遵守規程を整備している</p> <p>カ その他()</p>	いる・いない	
	④ 業務管理体制(法令等遵守)の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	いる・いない	